

## 医療保険

### 保険証は大切に

- 国民健康保険に加入すると、1世帯に1枚の保険証（国民健康保険被保険者証）が交付されます。保険証は、国民健康保険に加入している証明書であり、お医者さんにかかるときの受診券です。お医者さんにかかるるとき、窓口で提示すると、かかった医療費の3割（退職者医療制度は本人2割、被扶養者は入院2割・入院外3割）の一部負担金を支払うだけですみます（外来時の薬剤費は一部負担があります）。残りは国保で負担します。保険証は大切に、また保管や取扱いには十分気をつけましょう。
- 保険証の取扱いについて**
- ① 保険証が交付されたら記載内容に間違いがないか確認しましょう。
  - ② 保険証の記載内容を勝手に書き換えてはいけません。
  - ③ 保険証を他人に貸したり、借りたりしないでください。
  - ④ 法律により罰せられます。保険証は必ず手元に保管しましょう。
  - ⑤ 次のようなときは速やかに役場町民課保険医療係の窓口へ届け出てください。
    - ◆ 紛失したり、破れたり、汚したりして使えなくなった
    - ◆ 有効期限が来たら速やかに返却し、新しい保険証と交換しましょう。
    - ◆ 他の種類の保険に加入したり、転出などで資格がなくなったときは、速やかに届出をしましょう。
  - ⑥ 住所が変更したり、家族に異動（転入・転出・出産・死亡など）があったときは、速やかに届出をしましょう。
  - ⑦ **医療費を大切に使うために**
    - ① お医者さんのかけもち、重複受診はやめましょう。
    - ② 時間外や休日の受診はなるべく避けましょう。
    - ③ かかりつけ医を持ちましょう。
    - ④ 薬をたくさん欲しいがめるのはやめましょう。
    - ⑤ お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。
    - ⑥ 定期的健康診断を受け、病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。
    - ⑦ 生活習慣を見直しましょう。

### 老人医療受給者証の交換はお済みですか。

平成14年10月1日より健康保険法の改正により、老人保健で医療を受けられている方の医療受給者証が変わりましたが、交換は済まされたでしょうか。お医者さんにかかるとき、この医療受給者証の提示がないと全額支払いとなりますので、必ず医療受給者証を提示してください。

#### 問い合わせ

役場町民課保険医療係  
☎ 9 8 5 | 4 1 0 7

## 年金

### 公的年金と個人年金や貯蓄について

#### 多様な老後に備えるために

私たちの老後の生活を支える大きな柱である、国民年金や厚生年金などの公的年金には、個人年金や貯蓄にはない

公的年金だからできることがあります。

それは、

- ① 賃金や物価にあわせて年金額がスライドする。
- ② どんなに長生きしても終身にわたって支給される。
- ③ 万一の場合のための障害年金や遺族年金がある。

などです。

このように、将来の経済状況がどのように変わろうとも、今までの生活と大きく変わらない暮らしができるための年金額が約束できるのは、公的年金が社会全体で老後の生活を支え合う「世代間扶養」の仕組みであるからです。

公的年金にはこうした役割があることから、基礎年金の給付や事務の費用には国庫負担が入っています。また、納められた保険料は、税法上、全額が所得税から控除されるので、実質的な減税にもなっています。

これに対し、個人年金や貯蓄は、払った金額に利子が付いて戻ってくる仕組みなので、賃金や物価の上昇に対応した給付はできません。そのため、物価が大きく変動してしまうと、その資産価値が大きく目減りしてしまうおそれがあるのです。これでは、老後の生

活資金の柱にはなりにくいのではないのでしょうか。

ですから、個人年金や貯蓄は、多様な老後のライフスタイルを安心して送るための柱となる公的年金を、補うという役割をもっているものと、考えてほしいのです。

つまり、公的年金を柱に、また、ご自身のニーズにあった個人年金や貯蓄を組み合わせることで、多様な老後に備えることが、とても大切ではないでしょうか。

#### 「ご注意ください！」

最近、社会保険事務所を名乗り、ご家族の勤務先や電話番号を聞き出す不審な電話が相次いでいます。また、架空の団体（全国社会保険事務センターや全国健康保険管理組合業務センターなど）を名乗るケースもあります。

社会保険事務所では、このような問い合わせを行っておりませんので、ご注意ください。もし、このような不審な電話を受けた場合は、回答しないで、松山西社会保険事務所へご連絡をお願いします。

#### 連絡先

松山西社会保険事務所

☎ 9 2 5 | 5 1 0 5